

【農地法第4条・第5条の許可申請書添付書類一覧】

	個人の場合（正本1部提出）	備考		法人の場合（正本1部提出）	備考
1	土地の登記事項証明書（全部事項証明書）…法務局 法務局で申請の際には登記事項証明書交付申請書の下側の「登記事項証明書・謄本欄」に必ず☑チェックして申請してください。		1	土地の登記事項証明書（全部事項証明書）…法務局 法務局で申請の際には登記事項証明書交付申請書の下側の「登記事項証明書・謄本欄」に必ず☑チェックして申請してください。	
2	公図（隣接地の地目、権利者を記入する）		2	公図（隣接地の地目、権利者を記入する）	
3	位置図（住宅地図等で申請地を中心に付近の状況もわかるもの 1/2,500～5,000程度 申請地を赤く表示）		3	位置図（住宅地図等で申請地を中心に付近の状況もわかるもの 1/2,500～5,000程度 申請地を赤く表示）	
4	建物・施設の配置図及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水路その他の施設の位置を明らかにした図面（建物・施設等の面積、位置及び施設物間の距離を表示 1/100～1/500程度）		4	建物・施設の配置図及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水路その他の施設の位置を明らかにした図面（建物・施設等の面積、位置及び施設物間の距離を表示 1/100～1/500程度）	
5	建物・施設の設計図（平面図・立面図等）		5	建物・施設の設計図（平面図・立面図等）	
6	耕作者の同意書、賃貸借の解約等を証する書面 賃借権等に基づく耕作者がいる場合		6	耕作者の同意書、賃貸借の解約等を証する書面 賃借権等に基づく耕作者がいる場合	
7	関係法令の許認可申請書等の写し（都市計画法・森林法等）		7	関係法令の許認可申請書等の写し（都市計画法・森林法等）	
8	取水・排水に係る水利権者等関係権利者の同意書		8	取水・排水に係る水利権者等関係権利者の同意書	
9	事業計画書 転用目的により添付書類が必要です （植林の場合は植林計画書） 個人住宅は原則不要		9	事業計画書 転用目的により添付書類が必要です （資材置場の場合は利用状況説明書等を添付）	
10	資金計画に基づいて事業を実施するために必要な資力及び信用があることが確認できる書面 （残高証明書、融資証明書等を添付）		10	資金計画書又は予算書 資力及び信用があることが確認できる書面 （残高証明書、融資証明書等を添付）	
11	工程表 事業計画面積が5,000㎡以上の場合		11	工程表 事業計画面積が5,000㎡以上の場合	
12	道水路の占用許可書等の写し 道水路が関係する場合		12	道水路の占用許可書等の写し 道水路が関係する場合	
13	農地法許可申請（届出）確認調査書、確約書		13	農地法許可申請（届出）確認調査書、確約書	
14	農業委員確認書		14	農業委員確認書	
15	契約を証する書面 賃貸借及び使用貸借の場合		15	契約を証する書面 賃貸借及び使用貸借の場合	
16			16	法人の登記事項証明書	
17			17	法人の定款・議事録の写し（原本証明をする）	
18	その他参考とする書類 ・所有権以外の権原に基づいて申請をする場合は、土地所有者の同意書が必要です。 ・登記簿上の住所と現住所が異なる場合は、転居の経過がわかる住民票又は戸籍の附票が必要です。 ・申請地に抵当権等が設定されている場合は、抵当権者等の同意書が必要です。		18	その他参考とする書類 ・所有権以外の権原に基づいて申請をする場合は、土地所有者の同意書が必要です。 ・登記簿上の住所と現住所が異なる場合は、転居の経過がわかる住民票又は戸籍の附票が必要です。 ・申請地に抵当権等が設定されている場合は、抵当権者等の同意書が必要です。	

添付書類はA4又はA3サイズで提出してください。

【 …必要 …場合により必要】

申請内容によっては、上記以外の書類の提出をお願いすることがあります。

《転用事業申請に係る留意事項》

農業振興地域の農用区域外でない農地の転用はできませんので、確認してください。(一時転用や農業用施設等を除く)また、農地法第3条許可等により農地を取得後、3年以上経過、3年以上耕作していないと転用はできません。

申請書に記載された事業計画(転用目的、施設の配置、着工及び完工の時期等)に従って事業の用に供すること。

許可に係る事業が完了するまでの間、許可の日から3ヶ月後、及びその後1年間ごとに事業の進捗状況を、また、許可に係る事業が完了したときは、遅滞なくその旨を「農地転用許可後の工事進捗状況(完了)報告」により写真等を添付の上、ご報告いただきますのでご承知ください。

一時転用の場合は、申請書に記載された事業の完了の日までに農地に復元すること。

上記を遵守しない場合は、その理由の報告を文書等による督促や、指導を行います。その指導でも実施しない場合は、勧告、許可取消、原状回復等の措置を講ずることがあります。

許可後、事業計画等に変更が生ずる場合は、遅滞なく農業委員会事務局に相談してください。

<その他>

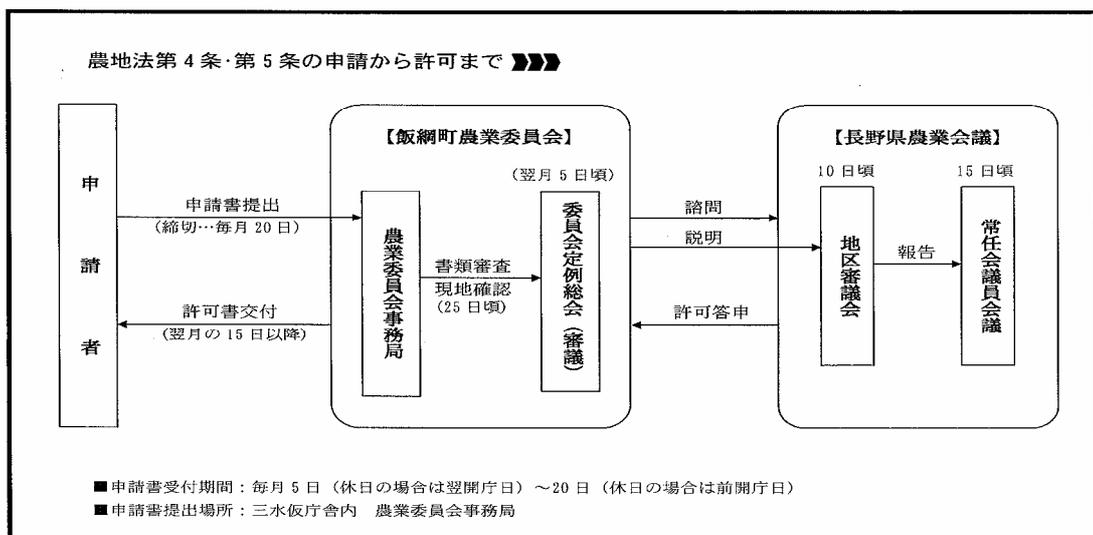
申請書等内の記載の誤りの訂正については原則、訂正箇所には取消し線を引く、その場に訂正印を捺印するか、欄外に捺印をしてください。

〔修正液や修正テープは使用しないでください〕

事業完了後のトラブルを避けるために、周辺の農地所有者や耕作者等へ事前に事業説明や境界確認等をしてください。また、転用事業者は周辺の道・水路等施設、消毒(飛散・音関係)や鳥獣害対策(音関係)等の状況を把握した上で申請してください。

申請受付後に事務局により現地の写真を撮影しますのでご了承ください。

申請書を提出された同月の25日頃に農地部による現地確認に立会いいただきますのでご予定ください。



[お問合せ] 〒389-1201 上水内郡飯綱町大字芋川160

飯綱町農業委員会事務局 電話：026-253-4765